

# 知らずに運転はダメ！！

# 電動キックボード等の

# 新たな交通ルール



**【これまで】 (令和5年6月30日まで)**

区分	原動機付自転車
----	---------



**【これから】 (令和5年7月1日から)**

令和5年7月1日  
から、一定の基準を満たした電動キックボード等を「**特定小型原動機付自転車**」と呼んで、新たな交通ルールを適用することになるよ。



(参考)

区分	一般原動機付自転車	特定小型原動機付自転車	普通自転車
	スクーターなど 	電動キックボードなど 	
最高速度	30km/h以下	20km/h以下※1	—
運転免許	必要(原付免許以上)	必要なし	必要なし
年齢制限	16歳以上(原付免許)	16歳以上(罰則あり)	制限なし
ヘルメット	必要(点数1点)	努力義務(罰則なし)	努力義務(罰則なし)
ナンバープレート	必要(市町村発行)	必要(市町村発行)	必要なし
自賠責保険	必要(罰則あり)	必要(罰則あり)	必要(罰則なし)※2

すべての電動キックボード等が**特定小型原付**に当たるわけではなく、基準を超えるものは、**一般原付**以上の交通ルールが適用されるんだ。  
通行場所は、**特定小型原付**であれば、自転車道や自転車専用通行帯は通行できるけど、歩道や路側帯は通行してはいけませんよ。

※1 当該速度を超えて走行することができない構造のもの。このうち最高速度が6km/h以下で条件を満たすものは、**特例特定小型原動機付自転車**と呼んで、自転車通行可能な歩道や路側帯を通行することができます。ただし、歩行者の通行を妨げてはいけません。

※2 山形県自転車条例による。



警察庁  
ウェブサイト  
特設ページ

通行方法などに関する  
詳しい解説はこちら

